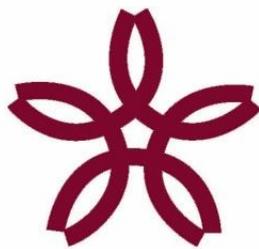


桜井市教育大綱

— 第2期 —



令和4年4月

桜井市

目次

第1章 「第2期桜井市教育大綱」策定にあたって

- 1 策定の趣旨 1
- 2 教育を取り巻く状況 1
- 3 大綱の位置付け 2
- 4 計画期間 2

第2章 「第2期桜井市教育大綱」について

- 1 めざす将来都市像 3
- 2 スローガン 4
- 3 めざす市民像・子ども像 4
- 4 基本方針 4
- 5 基本方針の実現に向けて 5



本書は、視認性に優れ、誰もが読みやすいように工夫された書体「UDフォント」(ユニバーサルデザインフォント)を採用しています。

第1章 「第2期桜井市教育大綱」策定にあたって

1 策定の趣旨

かつて、多くの天皇の宮が置かれ、日本の中心地であった桜井市は、歴史の舞台として「古事記」や「日本書紀」、「万葉集」にも数多く登場し、発祥の地として仏教伝来の地や相撲発祥の地、芸能発祥の地、最古の市場など、多くの史跡が現在に伝えられています。

「三輪山を 然も隠すか 雲だにも 心あらかなも 隠さふべや」と万葉集に収められた額田王の歌にもみられるように、1300年以上も前の人々が愛着と畏敬の念をもって眺められたであろう三輪山は、今もかわることなく、その端正な姿をみることができます。

この桜井の地に根付いた文化や伝統、そしてはぐくまれた心を継承し、郷土を誇りに思う心を育てていくために教育の力は重要です。

教育には、時代が変わろうとも決して変えてはならないものがあります。例えば、人と人、人と集団、集団と集団のつながりを大切にした教育は今後も変わることはありません。一方、新たな課題解決のための変革や教育機器の刷新等、時代の変化に対応するために常に変革を求める側面もあります。教育の二つの側面である「不易」と「流行」を見極め、時代の大きな変革に対応し、将来の地域社会の担い手を育てる取組をすすめていくため、ここに第2期桜井市教育大綱を定めます。

2 教育を取り巻く状況

(1) 「Society5.0」時代に対応した教育

目指すべき社会の姿として国が提唱する「Society5.0」の時代では、人工知能やビッグデータの活用による技術革新が進み、効率的に社会問題の解決が図られると考えられています。国では、この流れに対応した国民の育成に向け、ギガ・スクール構想を打ち出しました。桜井市では、令和2年度に公立小学校・中学校の全ての児童生徒がICTを活用した学習を展開できるよう、高速ネットワークの構築と一人一台のパソコン端末を配備しました。今、学校では黒板を活用した授業とともに大型モニターや電子黒板とパソコンを活用した授業が展開されています。「Society5.0」の実現に向け、今後更に革新が進むと考えられます。

(2) ポストコロナ社会における教育

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会全体が大きな影響を受けました。私たちのくらしにおいても「新しい生活様式」が実践され、感染防止対策が長期にわたり、人と人との距離が広がりました。このような中、教育だけでなく社会全体のデジタル化が飛躍的に進みました。デジタル化が進んだポストコロナの社会では、都会に集中していた物やサービスが場所を選ばず生み出され、新たな社会の形を作り出していくと考えられます。「予測不可能な未来社会」を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが、これからの教育にますます求められます。

(3) 持続可能な社会の実現

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標です。ここでは、17のゴール・169のターゲットが設けられ、地球環境の問題や経済成長、貧困や飢餓等の問題に至るまで、世界が抱える課題を包括的に取り上げており、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。

この背景には、人権尊重の理念が基礎としてあり、人の尊厳、平等及び差別のない世界、民族及び文化的多様性が尊重される世界を目標としています。教育分野においてもSDGsの理念を踏まえた教育を実践し、持続可能な社会の担い手を育成することが求められています。



3 大綱の位置付け

桜井市教育大綱は、国が閣議決定した「教育振興基本計画」を参酌しつつ、市の最上位計画である「第6次桜井市総合計画」（前期計画期間:令和3年度～令和7年度、後期計画期間:令和8年度～令和12年度）と整合性のとれたものと位置づけ、本市における教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針を定めるものです。

4 計画期間

本教育大綱は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間を計画期間とします。

令和(年度)	3	4	5	6	7	8	9	
第6次 桜井市総合計画	前期5年計画					後期5年計画		
第2期 桜井市教育大綱	第1期 教育大綱	第2期教育大綱						

第2章 「第2期桜井市教育大綱」について

1 めざす将来都市像

はじまりの地から未来へ

歴史と自然がいきづく万葉のふるさと 桜井

桜井市で暮らし、働く人々が安全・安心に暮らせるまち、桜井市を訪れたいと思うまち、そして、桜井市の将来を担う若い世代が心から誇れるまちを実現するために、第6次総合計画では上記の将来都市像と分野別に6つの柱を示しています。この柱のひとつ、「教育・生涯学習・交流」分野では、桜井市の将来の姿を次のようにイメージしています。

様々な人々が共存するまち【教育・生涯学習・交流】

〈まちの将来の姿〉

21世紀を生き抜くための力を育てるとともに、多様なライフスタイル・価値観を尊重し、桜井市の豊かな歴史・文化資源を背景にすべての人が自由に学び、地域内外の様々な人々との交流が充実することで、一人ひとりの未来への可能性が広がっている。

グローバル化や高度情報化の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、教育においては21世紀を生き抜くための力を育成するため、基礎的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力を形成することが必要となっています。

また、都市化の進行や核家族化、共働き世帯の増加といった就労形態の変化などにより、女性の社会進出が進んでいます。さらに、団塊の世代の大量退職などにより、活動の場を企業から地域に移す人が急増し、ボランティアやNPOなど地域活動への参加意識の高まりや生きがいづくり、大人の学び直しに関心が集まっています。このように人々のライフスタイルが多様化するとともに、価値観も、物の豊かさよりも心の豊かさを重視し、一人ひとりの個性を尊重する傾向が強まっています。

これらを踏まえ、桜井市では英語教育やICT教育の充実により社会の変化を踏まえた学力の向上をめざすとともに、それぞれを尊重し、交流することで多世代、多様な人々が共に生きるまちをめざします。

また、児童・生徒数の減少に伴った学校の小規模化が進む中、より良い教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図るため、学校規模・配置の適正化を進めていきます。

2 スローガン

さくらい大好き! ~自ら学び、育ち合う~

3 めざす 市民像・子ども像

めざす市民像

- 生涯にわたって主体的に学習し、心身ともに健やかに生きる市民
- 人権を尊重する民主的な社会の実現に努める市民
- 郷土の文化遺産を愛護し、文化の発展に寄与する市民
- 文化芸術やスポーツに親しみ、生涯をとおして主体的に取り組む市民

めざす子ども像

- 「知」 基礎・基本を身に付け、自ら考え、判断し、表現する子ども
- 「徳」 豊かな感性と社会性を身に付け、自他を尊重する子ども
- 「体」 進んで運動に取り組み、健康でたくましく生きる子ども

4 基本方針

- 自ら学ぶ力をはぐくむ
- 深く考える力をはぐくむ
- 豊かに生きる力をはぐくむ
- 健やかな体をはぐくむ
- 自他ともに尊重する心をはぐくむ
- 地域の中で学びを深める



5 基本方針の実現に向けて

① 幼児教育(就学前教育)の充実

幼児期の子どもたちは、家庭・幼稚園・保育所・地域など様々な場での生活や遊びを体験することで心と体を発達させます。ものの見方や感じ方、他者との関わりなどの土台が形成され、はぐくまれる時期です。

**心と体をはぐくむ
幼児教育**

幼児教育では、指先から足先まで体をいっぱい使い運動したり、保育者や友だちと関わりながら遊びをとおした経験を積み重ねたりすることにより「豊かな心・健やかな体」を成長させていくことが重要です。

- 学びの土台となる体を動かすことや「聞く・話す・考える」経験を重視します。
- 保育者だけでなく地域の人との関わりを大切にした教育・保育を行います。
- 教育・保育現場の環境の変化に伴う様々な課題に対応するため、保育士・教職員が自己啓発できる様々な研修を実施します。
- 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育の実施を目指します。

② 学校教育の充実

義務教育である小学校・中学校の段階では、学ぶことに興味を持ち、生涯学び続けようとする意欲が培われるような取組が大切です。

**深い学びの実現と
学ぶことが好きな
子の育成**

そのためには、まず基礎的・基本的な知識・技能を身につけることが大変重要です。その上で、他者に自分の考えを説明したり意見をもらったりする過程を繰り返すことが、子どもたちの考える力を成長させます。そして、これらの経験が自信につながり、学びに対する意欲はさらに高まります。

**ICTを活用した
学習の推進**

学校では、学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、子どもたちの学習意欲を高めるとともに、学び方や教え方の工夫改善を図っています。

また、これらの実現には、まず教職員が学び好きであることも重要です。子どもたちにとって教職員の一挙手一投足が学びの手本となります。同様に家庭等の様々な場面でも子どもたちは大人の振る舞いを見て育ちます。子どもたちは、学校や家庭、地域の中で自己形成を図っていくものです。子どもたちが学び好きになるためには、学習内容だけでなく様々な要素を考慮する必要があります。

国が提唱する「Society5.0」の実現に向けて、本市では新たな教育のスタイルであるICTを活用した学習を進めています。ギガ・スクール構想によりこの流れは加速され、情報活用能力や問題発見・解決能力の重要性が増しています。また、「予測不可能な未来社会」を自立的に生きるための資質・能力を育成するために、目の前の情報を正しく判断し活用できる力(情報リテラシー)の育成も必要となります。

- 児童生徒の基礎学力の定着に努めます。
- ギガ・スクール構想を推進するため、教育のICT化に向けた環境整備を進め、一人一台のパソコン端末等のICT機器を活用した学習活動の充実を図ります。
- 児童生徒の学力や学習状況を把握するため、学力調査を実施します。
- 自分を大切にするとともに、他者の生命や人権を守ろうとする知識・技能・態度をはぐくむ教育の充実を図ります。
- 小学校・中学校の連携強化を図り、児童生徒の課題の克服に努めます。
- 学校現場における様々な課題に対応するため、効果的な教職員研修を実施します。
- 授業改善を図るため、教科等研修会や校内研修の充実に努めます。また、一人一台のパソコン端末を効果的に活用するための教職員研修を定期的に行います。
- カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、スクールカウンセリング等の充実を図ります。
- 地域の歴史文化遺産に関心を持ち、自分たちの住む地域を誇りに思う心を育てるため、地域の特色を活かした教育を推進します。
- 学校として望ましい規模の確保を図りながら、これからの少子化に対応した、新しい学校づくりを推進します。

③ 生涯学習の推進

急速に変化する社会情勢の中で、市民一人ひとりが夢と志を持ち、生きがいのある生活を送るためには、生涯学習の推進への取組が重要です。市民が文化芸術やスポーツに関心を持ち、人生を豊かにする主体的な学びを支援する環境づくりに取り組みます。

市民の主体的な学びへの支援

生涯学習を総合的に推進するため、社会教育施設・設備の充実を図るとともに、その機能の活性化を目指し、施設相互の連携に努めます。

生涯学習の成果を地域で共有し、世代間交流や郷土に対する誇り、愛着心をはぐくむことで、人づくり、地域づくりにつながる社会を目指します。

- 市民の多様化する生涯学習への要望に対応し、地域の実情にあった学習機会の充実に努めます。
- 安全・安心に活動ができるよう、社会教育施設等の老朽化の問題に適切に対応します。
- 市民が図書館に来館する機会を創出するため、郷土にかかわる資料をはじめ図書館資料の充実に努めます。
- 生涯学習活動を行う意義について啓発推進します。
- 地域への愛着をはぐくむ「桜井の歴史や文化財」にかかわる学習機会の充実に努めます。
- 地域の文化振興に資する活動に対して支援を行います。
- 生涯学習の成果を地域社会に活かすための機会の創出に努めます。

④ 生涯スポーツの推進

あらゆる世代が、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせる機会の創出は、人生をよりポジティブに過ごすために必要不可欠なことのひとつです。

**誰もが楽しめる
スポーツ環境の実現**

若年層のスポーツ離れが深刻化している中、すべての世代の人々が負担を感じることなく、自ら進んでスポーツに参加でき、年齢や生活環境に応じた様々なスポーツに親しむことができる環境の整備・充実を図ります。

- ニュースポーツの体験イベントを開催するなど、市民がスポーツに興味を持つ契機となる新たな取組を企画します。
- 時代の変化や年齢等に応じた市民ニーズの把握に努めます。
- 安全・安心に施設を利用できるよう社会体育施設の整備を計画的に進めます。
- 全ての世代がスポーツに親しむ機会を増やすため、世代に応じたイベントやスポーツ教室等を開催します。
- スポーツイベントについて、より広く市民が参加できるよう、運営方法について見直しを行います。
- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等の活動を支援し、地域のスポーツ振興を図ります。

⑤ 地域教育の充実

SNSの普及や情報通信技術の急速な発展、少子高齢化に伴う人々の価値観やライフスタイルの多様化など、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。また、大人の規範意識の低下、地域社会における人々のつながりの希薄化、虐待等様々な問題なども、子どもたちの健全育成に大きな影響を与えています。

**地域ぐるみで目指す
子どもたちの健全育成**

そのような中、次の世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、家庭・地域・学校・関係機関が連携した地域ぐるみの様々な取組がますます重要となっています。

- 家庭教育の重要性を認識するために、市民に学習機会等の提供を行います。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを地域で守り育てていく意識づくりと体制の整備に努めます。
- 子どもたちを取り巻く社会環境の変化などで生じる様々な悩みに対応するため、就学相談、教育相談、子育ての悩みに対し関係機関と連携をとりながら支援していきます。
- 子どもたちの健やかな成長を促す地域の活動への支援を行います。
- 子ども・若者が夢と希望を持ってチャレンジする活動への支援を行います。

⑥ 歴史文化の保全と活用

文化財はまちづくりや地域の活性化に寄与するものであることから、歴史文化の保全や活用は行政のみによって進められるものではなく、市民とともに取り組んでいくことが必要とされています。整備や活用に対し、市民がどのようなニーズを持っているのかを意識しながら皆が接しやすい環境を整えていきます。

**地域とともに
まもり、活かす**

また、市内に眠る新たな文化財の掘り起こしを進めるとともに、「国のはじまりの地」という桜井市がもつ特性を柱に、豊富な歴史文化遺産を活かした地域の魅力創造や市民の郷土愛の醸成を促します。

- 地域における学びの場へ職員を派遣し、その地域がもつ歴史的な特性や意義を理解してもらうことにより、地域の文化や文化財の継承、保存や活用への機運を醸成します。
- 学校教育や生涯学習事業などとの連携を進め、郷土の文化遺産を愛護し、豊かな文化の創造に寄与する人材の育成を図ります。
- 地域の文化や文化財の価値を守りながら、まちづくりや観光面と連携した幅広い活用を進めていきます。
- 市民や来訪者の学習・交流や憩いの場を提供することを目指し、史跡を核とした活動拠点の整備を進めていきます。
- 先端技術を活用しつつ、市内の歴史文化遺産の重要性や魅力の発信に努めます。

⑦ 人権文化の確立

豊かな人権文化を確立させるためには、市民一人ひとりが人権を自分の問題として捉え、主体的に考え、行動へとつなげていくことが大切です。市民一人ひとりが人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動できるように、人権啓発を積極的に推進するとともに市民への学習機会の提供など学習環境の整備をしていきます。

**市民一人ひとりの実践による
豊かな人権文化の創造**

また、学校教育の場においては、自他の人権を大切にするための態度と技能を身につけられるよう学習活動に取り組むことや教職員の指導法の工夫と改善に努めることが必要です。

- あらゆる教育の機会を通して人権教育を計画的、効果的に推進します。
- 授業研究や保育研究等の研究活動を進め、教職員・保育士の指導力向上に努めます。
- 家庭や地域社会と連携して、子どもたちの人権尊重の精神や態度を養っていきます。
- 共生社会実現のため、障害のある人とない人がともに学ぶインクルーシブ教育を推進します。
- 人権及び平和の大切さを学び、お互いの人権を尊重しながら、様々な人権問題を解決するための実践力をはぐくむために、各種人権研修の充実を図ります。
- 人権侵害事象に対応するために、相談・支援体制の充実に努めます。

⑧ 多文化共生の推進

急激なグローバル化に対応した持続可能な地域社会の実現には、異なる文化や価値観を理解し、尊重し合いながらともに暮らしていける多文化共生社会を実現させていくことが必要です。

多様な文化と 価値感の尊重

そのためには、市民に対して、多文化共生への意識の啓発に努め、醸成を促すとともに、学校教育においても、異なる文化や生活習慣等を理解し、受容・尊重する心を育成することが大切です。

- 外国人にかかわる人権問題の学習を通して、差別を積極的になくしていこうとする意欲と行動力の育成に努めます。
- 国際感覚豊かな市民の育成に向けて、友好都市シャルトル市との文化の交流をはじめ、国際交流、国際理解を深めるための国際交流活動を支援します。
- 市内在住の外国人が安全・安心して暮らせるように、防災や生活向上のための情報提供や相談業務等の取組の充実を図ります。
- グローバル人材育成のため、様々な国の文化や考え方を尊重する国際理解教育の充実に努めます。

⑨ 男女共同参画の推進

すべての市民が、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが大切です。そのために、広報、意識啓発を積極的に展開

だれもが個性と能力を発揮できる 男女共同参画社会の実現

しながら、安心して産み、育てられる子育て環境、就業環境等の整備を促進する必要があります。

また、学校教育においては、性別に関する固定観念にとらわれず、一人の人間として尊重し合うとともに、自分らしい生き方を選択しようとする意識を培うことが重要です。

- だれもが個性と能力を発揮し、人間性豊かに生きていくために、人権意識に基づいた男女平等観の形成に向けた教育と啓発活動に努めます。
- 男女相互の理解・協力の重要性、多様な生き方や勤労観・職業観を育成するための教育と啓発活動に努めます。
- DV・ハラスメントを含む女性相談や就業支援等の相談体制を充実させます。
- 学校・家庭・地域・職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための教育と啓発の充実に努めます。

桜井市民憲章

わたくしたちは『生活文化都市』をめざす桜井市民です。

- ゆたかな文化遺産と自然を生かし、調和ある美しいまちをつくりましょう。
- 仕事に喜びと誇りをもち、自由進取なたくましい生産のまちをつくりましょう。
- 人権を尊び、互いに助けあい、人間尊重のまちをつくりましょう。
- 日本の歴史を育んだ郷土を愛し、明るく住みよいまちをつくりましょう。

